

建設業集中監督等実施結果 (平成23年7月1日から7日を中心とした)

1. 神奈川県内の201現場に監督指導等を実施
2. 監督指導等を行った現場の7割以上に対し行政指導文書を交付し、内4割近くの現場に対し法違反を指摘
3. 労働安全衛生マネジメントシステムを導入している事業場は、導入していない事業場より法違反率が1/2
4. 7割が機械・設備・作業に係るリスクアセスメントを導入、しかし化学物質のリスクアセスメントの導入率は3割程度
5. 足場の安衛規則改正に伴う措置は8割以上が実施、しかし「より安全な措置」の実施は4割程度
6. 熱中症に係るWBGT値の活用現場は45%程度、しかし全ての現場で熱中症に係る何らかの対策を実施

はじめに

本年の建設業における神奈川県管内の死亡労働災害は5月より急激に増加しており、その内容は墜落・転落による災害、崩壊・倒壊による災害、機械の挟まれ・巻き込まれによる災害、装置の破裂による災害など、いずれも法令等に定める措置が十分に講じられていない状況でした。

さらに、6月および7月の2ヶ月間は近年死亡災害が多発する傾向にあり、平成20年に5名、平成21年に3名、平成22年には6名の尊い命が失われ、特に昨年は猛暑の影響で熱中症により3名が亡くなっています。

本年は東日本大震災による節電や計画停電などの社会情勢から、昨年にも増して熱中症を初めとした死亡労働災害の増加が懸念されるところ、7月だけで2名の尊い命が失われるなど本年の建設業における死亡災害は7月末現在で既に13名と、最近の10年間では年間36名の死亡労働災害が発生した平成16年における7月末現在の14名に次ぐ高い数値で推移しています。

今般、神奈川県労働局管下の12の労働基準監督署は、多発する建設現場での死亡労働災害の撲滅に向け、7月1日から7日までの全国安全週間週間に延べ201の建設現場に「建設業集中監督指導等」を実施し、その結果を次のとおり纏めましたので、死亡災害の撲滅に向け安全衛生管理の参考として頂きますようお願いいたします。

実施結果のまとめ

1. 監督指導等の結果、元請・下請のいずれかでも法違反による是正勧告を行った現場は、69件(34.3%)であり、現場種類別ではビル等建築工事が53件と最も多く、次いで土木工事業の9件であったが、違反率ではビル等建築工事の39.8%に次いで木造家屋建築工事の33.3%の順であった。(2- 参照)
2. 監督指導等の結果、元請・下請のいずれかでも使用停止命令を行った現場は7件(3.5%)であり、現場種類別ではビル等建築工事が5件と最も多く、次いで木造家屋建築工事の2件であったが、使用停止命令の措置を行った率では木造家屋建築工事が11.1%と最も多く、次いでビル等建築工事の3.8%の順であった。(2- 参照)
3. 監督指導等の結果、安全管理が良好で問題が見受けられなかった現場は60件と、全体の約30%程度であった。(2- 参照)
4. 発注者別の指導状況をみると、使用停止命令を行った7件の全てが民間工事による発注であり、また是正勧告や指導書などを合わせると民間工事の発注は約3/4の現場において何らかの指導を行った状況にあった。反面、国土交通省による発注では「問題なし」が5件(55.6%)と半数以上の現場で安全管理が良好であった。(2- 参照)

5. 工期別の指導状況をみると、使用停止命令では6箇月以上1年未満が3件と最も多く全体の42.9%を占めたが、現場数による比率では2箇月以上6箇月未満が6.9%と最も高い状況であった。また、是正勧告においても6箇月以上1年未満は件数及び現場数による比率とも最も高い状況であった。(2- 参照)

6. 請負金額別の指導状況をみると、使用停止命令は全て10億円未満の「中小規模の現場」であり、中でも単独有期工事現場である1.9億円以上が5件と最も多い状況にあった。なお、安全管理が良好であり問題が見受けられない現場では50億円以上の超大規模工事が66.7%と全体の2/3以上を占めた。(2- 参照)

7. 労働安全衛生マネジメントシステムは88の現場で導入しており導入率は44.4%であった。また、導入状況別の指導状況をみると、是正勧告では導入現場は未導入現場の1/2程度であり、使用停止命令となると1/6程度と、労働安全衛生マネジメントシステムを導入している現場が違反指導される率が未導入現場より大幅に少ない状況であった。(2- 参照)

8. リスクアセスメントの導入状況をみると、「機械・設備・作業」によるものの導入率は69.8%と約7割が導入しているが、「化学物質」によるものは32.9%と約1/3弱しか導入していない状況であった。(2- 参照)

9. 足場の安全衛生規則改正に伴う墜落防止措置・物体の落下防止措置の実施状況は81.4%の現場で実施しており、また、足場の点検についても84.9%の現場で実施していた。しかしながら、本省安全衛生部長通達の「より安全な措置」については実施率が38.1%と4割に満たない状況であった。(3- 参照)

10. 熱中症対策をみると、WBGT値の活用率は44.3%と半数には及ばなかったが、全ての現場において何らかの予防対策を実施しており、予防対策で最も多かったのが「塩分・水分の補給」の95.0%、次いで「休憩場所整備」の83.6%、「作業場所巡視」の68.7%の順であった。(4- 参照)

監督指導等の結果

1. 監督指導等を行った現場の概要

工事種類別内訳		発注者別内訳		工期別内訳		請負金額別内訳	
土木工事	32	民間	141	1箇月未満	9	1億円未満	38
ビル等建築工事	133	国土交通省	9	1箇月以上2箇月未満	3	1億円以上1.9億円未満	18
木造家屋建築工事	18	上記以外の国	2	2箇月以上6箇月未満	29	1.9億円以上10億円未満	98
その他の建築工事	18	地方公共団体	43	6箇月以上1年未満	77	10億円以上50億円未満	34
		その他(特殊法人等)	6	1年以上	83	50億円以上	6
						不明7件	

2. 監督指導等の結果

現場種類別指導状況

現場種類 \ 指導の状況		元請事業場				下請事業場			元請・下請を合わせた現場内の状況			
		使用停止命令等	是正勧告	指導	問題なし	使用停止命令等	是正勧告	指導	使用停止命令等	是正勧告	指導	問題なし
土木工事	32	0	8	10	14	8現場	4現場		9	12	13	
			4.0%	5.0%	43.8%	8件	4件		28.1%	37.5%	40.6%	
ビル等建築工事	133	5	44	62	36	4現場	44現場	31現場	5	53	68	35
		2.5%	21.9%	30.8%	27.1%	6件	57件	48件	3.8%	39.8%	51.1%	26.3%
木造家屋建築工事	18	2	5	4	10	2現場	5現場	4現場	2	6	5	8
		1.0%	2.5%	2.0%	55.6%	2件	6件	4件	11.1%	33.3%	27.8%	44.4%
その他の建築工事	18	0	12	11	6		1現場	3現場		1	13	4
			6.0%	5.5%	33.3%		1件	4件		5.6%	72.2%	22.2%
合計	201	7	69	87	66	6現場	58現場	42現場	7	69	98	60
		3.5%	34.3%	43.3%	32.8%	8件	72件	60件	3.5%	34.3%	48.8%	29.9%

使用停止命令とは

是正勧告とは

指導とは

施設や設備の不備や不具合で、労働者に緊迫した危険があり、緊急を要すると判断した場合に措置します。

なお、使用停止命令を行った7現場の主な内容は次のとおりでした。

高所作業場所における囲い、手すり、覆い等未設置
物品揚卸口等における囲い、手すり、覆い等未設置

監督指導等の結果、法違反等の問題があった場合に措置します。

なお、是正勧告を行った65件のうち主なものは次のとおりでした。

足場関係
元方事業者の措置関係
墜落等による危険の防止関係
安全衛生管理体制関係
型枠支保工関係
車両系建設機械関係

労働基準関係法令違反には該当しないが、労働法令の趣旨に照らして改善した方が望ましいと思われる事項、又は後々法令違反につながる可能性が有る事項などの時に行います。

なお、指導の主なものは次のとおりでした。

熱中症関係
リスクアセスメント関係
安全衛生教育関係

発注者別指導状況

指導の状況\発注者別		発注者別									
		民間 141		国土交通省 9		国土交通省以外の国 2		地方公共団体 43		その他(特殊法人) 6	
使用停止命令	7 3.5%	7 5.0%	100%	0		0		0		0	
是正勧告	69 34.3%	56 39.7%	81.2%	3 33.3%	4.3%	1 50.0%	1.4%	9 20.9%	13.0%	0	
指導	98 48.8%	73 51.8%	74.5%	1 11.1%	1.0%	1 50.0%	1.0%	20 46.5%	20.4%	3 50.0%	3.1%
問題なし	60 29.9%	35 24.8%	58.3%	5 55.6%	8.3%	0		17 39.5%	28.3%	3 50.0%	5.0%

件数	指導比率
発注者別内の比率	

工期別指導状況

指導の状況\工期別		工期別									
		1箇月未満 9		1箇月以上2箇月未満 3		2箇月以上6箇月未満 29		6箇月以上1年未満 77		1年以上 83	
使用停止命令	7	0		0		2 6.9%	28.6%	3 3.9%	42.9%	2 2.4%	28.6%
是正勧告	69	1 11.1%	1.4%	1 33.3%	1.4%	9 31.0%	13.0%	31 40.3%	44.9%	27 32.5%	39.1%
指導	98	7 77.8%	7.1%	0		16 55.2%	16.3%	36 46.8%	36.7%	39 47.0%	39.8%
問題なし	60	2 22.2%	3.3%	2 66.7%	3.3%	9 31.0%	15.0%	22 28.6%	36.7%	25 30.1%	41.7%

件数	指導比率
工期別内の比率	

請負金額別指導状況

指導の状況\請負金額別		請負金額別									
		1億円未満 38		1億円以上1.9億円未満 18		1.9億円以上10億円未満 98		10億円以上50億円未満 34		50億円以上 6	
使用停止命令	7	2 5.3%	28.6%	0		5 5.1%	71.4%	0		0	
是正勧告	68	13 34.2%	19.1%	7 38.9%	10.29%	37 37.8%	54.4%	10 29.4%	14.7%	1 16.7%	1.5%
指導	94	12 31.6%	12.8%	12 66.7%	12.77%	59 60.2%	62.8%	9 26.5%	9.6%	2 33.3%	2.1%
問題なし	59	18 47.4%	30.5%	3 16.7%	5.08%	18 18.4%	30.5%	16 47.1%	27.1%	4 66.7%	6.8%

件数	指導比率
請負金額別内の比率	

導入状況\工事種類・指導の状況		工事種類別				指導等の状況			
		土木工事	ビル等建築工事	木造家屋建築工事	その他の建築工事	使用停止命令	是正勧告	指導	問題なし
導入済み	88 44.4%	17 53.1%	59 45.0%	8 44.4%	4 23.5%	1 0.5%	22 11.1%	39 19.7%	31 15.7%
未導入	110 55.6%	15 46.9%	72 55.0%	10 55.6%	13 76.5%	6 3.0%	47 23.7%	53 26.8%	29 14.6%
合計	198	32	131	18	17	7	69	92	60

上段:件数
下段:工事別内の比率

上段:件数
下段:全件数に対する比率

機械・設備・作業に係るリスクアセスメントの導入状況及び指導状況

導入状況\工事種類・指導の状況		工事種類別				指導等の状況			
		土木工事	ビル等建築工事	木造家屋建築工事	その他の建築工事	使用停止命令	是正勧告	指導	問題なし
導入済み	139 69.8%	22 68.8%	100 75.2%	6 33.3%	11 68.8%	4 2.0%	32 16.1%	60 30.2%	53 26.6%
未導入	60 30.2%	10 31.3%	33 24.8%	12 66.7%	5 31.3%	3 1.5%	26 13.1%	26 13.1%	16 8.0%
合計	199	32	133	18	16	7	58	86	69

化学物質に係るリスクアセスメントの導入状況及び指導状況

導入状況\工事種類指導の状況		工事種類別				指導等の状況			
		土木工事	ビル等建築工事	木造家屋建築工事	その他の建築工事	使用停止命令	是正勧告	指導	問題なし
導入済み	24 32.9%	7 63.6%	16 29.1%	0 0.0%	1 25.0%	1 1.4%	4 5.5%	9 12.3%	13 17.8%
未導入	49 67.1%	4 36.4%	39 70.9%	3 100.0%	3 75.0%	3 4.1%	20 27.4%	21 28.8%	11 15.1%
合計	73	11	55	3	4	4	24	30	24

3. 足場に係る措置の状況

(平成21年の足場に係る労働安全衛生規則の一部改正の履行状況)

足場の使用あり	119	⇒	<table border="1"> <tr> <td>枠組み足場</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>くさび緊結式足場</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>本足場(枠組み足場を除く)</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>ブラケット</td> <td>6</td> </tr> </table>	枠組み足場	85	くさび緊結式足場	15	本足場(枠組み足場を除く)	13	ブラケット	6	<table border="1"> <tr> <td>113</td> <td>全ての措置が必要</td> </tr> </table>	113	全ての措置が必要
枠組み足場	85													
くさび緊結式足場	15													
本足場(枠組み足場を除く)	13													
ブラケット	6													
113	全ての措置が必要													

、 の措置が必要

労働安全衛生規則第563条関係

問題なし	92	81.4%
「措置なし」若しくは「不十分」	21	18.6%

労働安全衛生規則第563条の規則改正詳細

墜落防止措置

- ・わく組足場の場合 : 「下さん」か「幅木」の追加、あるいは「手すり枠」
- ・わく組足場以外の足場(ブラケット足場等の一側足場除)の場合 : 「高さ85cm以上の手すり等」に加え「中さん等」
- 物体の落下防止措置 : 「幅木」、「メッシュシート」または「防網」

部長通達で示したより安全な措置

実施	43	38.1%
部分的に実施	16	14.2%
未実施	54	47.8%

本省安全衛生部長通達で示したより安全な措置の詳細

墜落防止措置

- ・枠組み足場の場合 : 「上さん」の追加、あるいは「手すり専用型足場」
- ・枠組み足場以外の場合(ブラケット足場等の一側足場除)の場合 : 「高さ85cm以上の手すり等」、「中さん等」に加え「幅木」
- ・足場のはり間方向の建地の間隔と床材の幅を原則同じものにする等、すき間をつくらないように床材を設置すること。

点検の実施

実施	101
一部未実施	8
未実施	10

84.9%
6.7%
8.4%

事業者が行う足場の点検等(安衛則第567条、第568条関係)
 ・足場について作業開始前に、作業を行う個所に設けた足場に係る墜落防止設備の取り外しの有無の点検をし、異常を認めた時は直ちに補修を行う。
 ・つり足場について作業開始前に、墜落防止設備及び落下防止設備の取り外しの有無の点検をし、異常を認めた時は直ちに補修を行う。
 ・悪天候や、足場の組立て・一部解体若しくは変更の後に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取り外しの有無の点検をし、異常を認めた時は直ちに補修を行う。また、点検結果を記録し作業が終了するまでの間保存する。

点検に係るチェックリストの活用

活用している	77
活用していない	42

64.7%
35.3%

安全点検の確実な実施について(本省安全衛生部長通達で示したより安全な措置)
 ・足場の種類に応じたチェックリストを作成し、これに基づいて点検を行う。

4. 熱中症対策

・WBGT値の活用

活用している	89
活用していない	112

44.3%
55.7%

WBGT値とは
 暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、自然湿球温度、黒球温度、乾球温度から算出します。
 WBGT値が、WBGT基準値を超える恐れがある場合には、熱中症にかかる可能性が高くなりますので、
 示す対策が必要です。

・熱中症予防対策

休憩場所整備		連続作業時間短縮		水分・塩分の補給		作業場所巡視		応急処置		救急措置		労働衛生教育	
168	83.6%	98	48.8%	191	95.0%	138	68.7%	78	38.8%	71	35.3%	114	56.7%